

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 御中

「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告（案）」に対する意見

氏名 吉野隆二郎

職業 弁護士

住所 ****

意見

以下、該当箇所を示したうえで、①該当箇所、②意見内容、③理由の順に論じる。

147頁3-6-17

①貧酸素水塊の発生に関して「佐賀県1地点（有明海湾奥西部）では、有明海湾奥奥部及び有明海湾奥東部の地点と比べ、最近10年間（2005～2014年）で2.0mg/L又は3.0mg/Lを下回る回数（各4回、9回）が多く、また、1972～1984年と比べても、2.0mg/L又は3.0mg/Lを下回る回数が増えている」という記述に関して

②最近10年間に有明海湾奥西部の貧酸素水塊が増えているという事実を前提に、2004年以前の直近の原因として何が考えられるかを検討すべきである。

③各論点について、いつの時点の、どのような現象を問題としているのか、はっきりさせないと、検討のポイントが絞れないからである。

175頁3-8-17

①「有明海における赤潮の年間発生件数（1984～2015年）は、1998年頃から増加傾向がみられ、2000年代の発生件数（約36件/年）は1980年代（約15件/年）の概ね2倍程度となっている」という記述に関して

②赤潮に関しては、1998年頃から増加傾向が見られ、2000年代に増加したことをふまえて、1998～2000年の以前の直近の原因として何が考えられるかを検討すべきである。

③各論点について、いつの時点の、どのような現象を問題としているのか、はっきりさせないと、検討のポイントが絞れないからである。

363頁4-4（5）-7

①「本海域では、タイラギ浮遊幼生の出現やタイラギの生息が認められる。漁獲量や資源

量の統計データがとられておらず、推定することも困難である」という記述に関して

②諫早湾漁場調査結果報告書（平成14年1月）九州農政局諫早湾干拓事務所などの存在する過去の調査結果をふまえた検討を行うべきである。

③かつて諫早湾及びその周辺はタイラギの宝庫と言われていたものであり、他にも多数の基礎データが存在するはずである。

416頁4-4（9）-14

①「有明海の主要魚種の大半は底生種であり、そうした種の漁獲量が減少しているが、特にウシノシタ類、ヒラメ、ニベ・グチ類、及びカレイ類の漁獲量は、1980年代後半から減少を続け、1990年代後半に過去の漁獲統計値（1976年以降）の最低を下回っている。また、クルマエビも同様の傾向を示している。その後も減少傾向が続いているが、魚類の漁獲量が最も多かった長崎県の漁獲量の減少程度が大きく、2005年以降は熊本県が長崎県を上回ることが多くなった」という記述に関して

②1990年代後半に、「過去の漁獲統計値（1976年以降）の最低を下回って」いて、「その後も減少傾向が続いている」ことから、1990年代後半以前の直近の原因として何が考えられるかを検討すべきである。

③各論点について、いつの時点の、どのような現象を問題としているのか、はっきりさせないと、検討のポイントが絞れないからである。

567頁5-5、569頁5-8、572頁5-10など

①「夏期の貧酸素水塊を軽減させる」ための対策に関して

②開門調査を実施することを検討対象として明記すべきである。

③貧酸素水塊の軽減に関しては、データ上増加していない汚濁負荷量の削減や、「装置の設置等による成層化の緩和等のための流況改善を検討」などの対処療法が提言されているのみで、流動の変化などの根本的な改善のためのものは見あたらない。

そうであれば、「農林水産省有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」が「諫早湾干拓地潮受け堤防排水門の開門調査に関する見解」において、「諫早湾の流動の低下は種々の問題に関係しており、開門調査で諫早湾の流動や底質の変化が観測されれば締切の影響に関する知見が得られ、環境悪化の緩和にも役立つ、と考えられる」「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定され、また、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。」との指摘を真摯に受け止めて、そのような提言をすべきである。

なお、2006年の委員会報告のパブリックコメントにおいて、「中長期開門については、調査実施により漁業被害が生ずる恐れがあり、また、その成果が必ずしも明らかでない等との行政判断から、これに代わる方策として、要因解明調査、現地実証等を進められていると認識している。評価委員会は、こうした調査をも含めて、国・県が実施してきた調査

結果に基づき、有明海・八代海全体の再生にかかる評価を任務としている。評価委員会は、個別事業の評価を任務としておらず、中長期開門調査を提案する責任が評価委員会にあるのご指摘は妥当でないと考え」と農水省の代弁をするような回答を行っていた。しかし、2010年12月6日に言い渡された福岡高裁の確定判決により、国は開門する法的義務を負ったのであるから、「中長期開門調査はやらないで開門に代わる方策を行う」という方針は変更されたことを前提に検討すべきである。

そして、2015年9月7日福岡高裁判決は、「評価委員会の所掌事務には、有明海及び八代海等の再生に関し「主務大臣等に意見を述べることも含まれているので（有明特措法25条1項2号）、本件開門操作を実施することが実効性のある再生策と考えられるのであれば、評価委員合からその旨の意見具申がされてしかるべきものと解されるが、同委員会がそのような意見具申をしたこと認めるに足りる証拠はない（なお、この点に関し、・・・評価委員会報告書公表の前日である平成18年12月20日に開催された「第26回有明海・八代海総合調査評価委員会」では、パブリックコメントを踏まえての報告書案の修正について審議が行われ、コメントの中に、本件事業による影響が大きいことを明記すべきであるとするものや、中・長期開門調査の実施を再生方策に盛り込むべきであるとするものもあったことが紹介されたが、これらの意見は採用されなかったことが認められる）」と述べている。

福岡高裁のこの判決をふまえて、有明海再生策として、中・長期開門調査が有効かどうかを検討して、主務大臣に具申すべきであると考え、少なくとも、開門調査を具申するのが委員会の所掌事務であるかについては明らかにすべきである。

以上